

おくやみハンドブック

西尾市

故人様のご逝去を悼み、謹んで心からお悔やみ申し上げます。
西尾市では、ご遺族の方が届出をされる市役所を中心とした諸
手続きにつきまして、少しでもわかりやすくご案内するために
ハンドブックを作成しました。
このハンドブックがご遺族の皆さまのお役に立ちましたら幸いです。

西尾市長

※本冊子の内容は、編集時点での最新の情報に基づいています。



おくやみ手続きについて

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

おくやみ手続きナビのご案内

西尾市ではご遺族の負担軽減を考え、おくやみ手続きナビも作成しております。

約 50 種類以上ある手続きの中から、簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが抽出できるナビゲーションツールです。

ぜひご利用ください。

URL : <https://www.okuyaminavi.net/municipalities/23213>



質問に答える



事前準備について

西尾市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

ステップ 1 持ち物の確認

2ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

ステップ 2 委任状について

来庁される方と亡くなられた方とのご関係によっては、委任状が必要になる場合があります。詳しくは、該当する課までお問い合わせください。

ステップ 3 おくやみコーナーの利用 (4ページ参照)

「おくやみコーナー」を利用することで、保険年金課、長寿課、福祉課、子育て支援課の手続きをまとめて行うことができます。ご利用の際は、4ページをご確認の上、ご予約ください。

ステップ 4 各種手続きチェックリスト (5～8ページ参照)

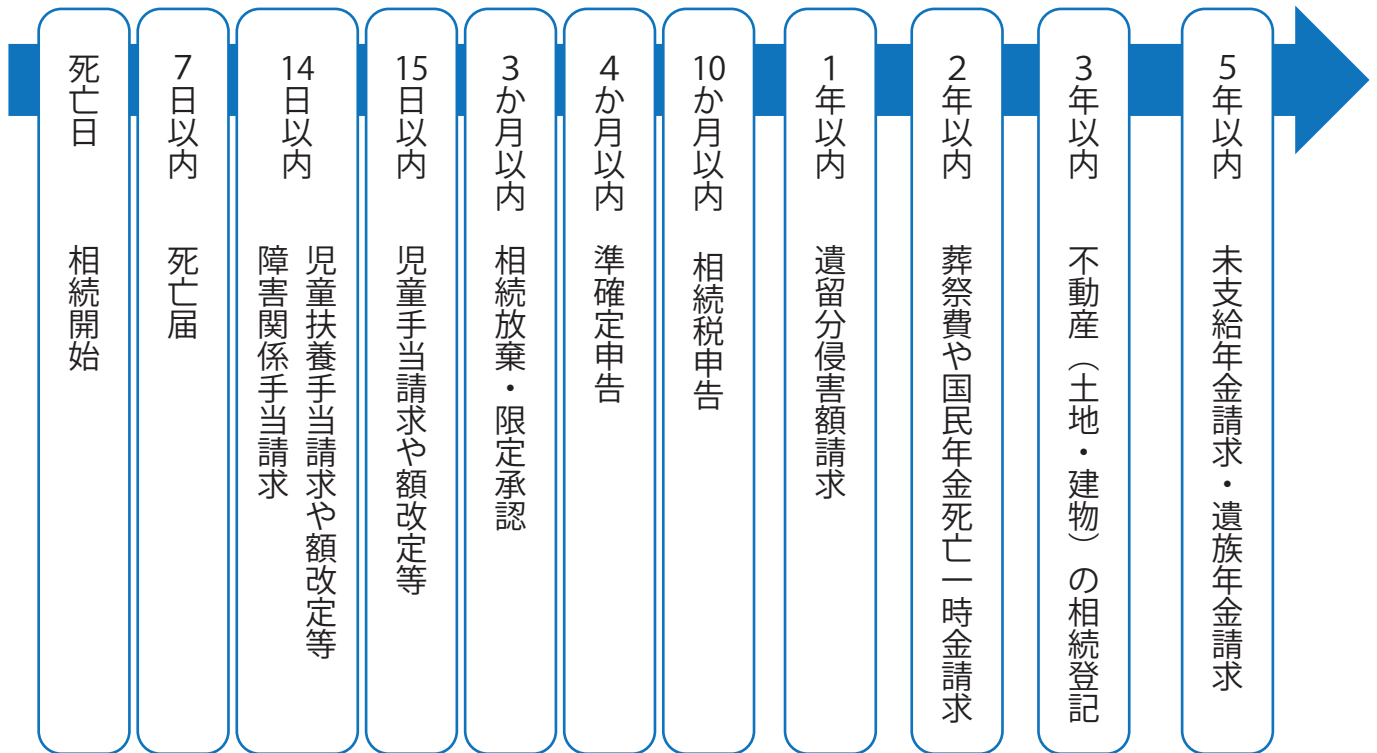
来庁日までに、9ページ以降の手続き内容と必要な持ち物をご確認ください。今後、生命保険や金融機関の手続きの際、住民票・戸籍の各種証明書の提出を求められる場合があります。事前に提出先へ必要な書類をご確認ください。※証明書は死亡届出日等により、発行できない場合があります。

ステップ 5 ご来庁ください

この冊子と必要な持ち物をご持参の上、お越しください。



身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）



来庁時の持ち物について

来庁される方の本人確認書類

※本人確認書類以外の必要なものは、各種手続きページの「必要な持ち物」をご覧ください。

本人確認書類について

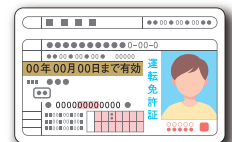
1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書 など

2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、介護保険の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証、診察券（氏名・生年月日入り） など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



MEMO

西尾市斎場やすらぎ苑のご案内

火葬当日は、「火葬許可証」「西尾市斎場利用許可証」が必要です。火葬許可証等は、市役所で死亡届を提出する際に発行されますのでやすらぎ苑受付窓口にご各1部提出してください。(葬祭業者がお預かりして代わりに提出することがあります)

「火葬許可証」の提出がないと火葬を執行することはできません。火葬終了後に、火葬を証明した書類をお返しいたします。

※納骨の際に必要なになりますので、大切に保管してください。

1 焼骨のお引き取りについて

焼骨はやすらぎ苑で引き取りできませんのでご承知ください。

2 柩の中への副葬品（ふくそうひん）について

柩の中に副葬品を入れますと、火葬時間の超過やダイオキシン類の発生を招いたり、火葬中に爆発して遺体や火葬炉に損傷を与えてしまうなどの事故の原因になりますので生花を除く副葬品を柩の中に入れることはおやめください。

3 心臓病ペースメーカー等の医療機器を使用している場合について

ペースメーカー使用者の火葬の際に、爆発事故が起きておりますので、医療機器を埋め込んでいる場合は、事前にその旨を葬祭業者または斎場職員にお知らせください。

4 やすらぎ苑を利用される方へ

- (1) 待合室のご使用後は、清掃、整理、整頓をお願いいたします。
- (2) 持ち込んだ飲食物のごみ、弁当等の空き容器、缶、ビン等はお持ち帰りください。
- (3) アルコール飲料の持ち込みや飲酒は禁止とします。
- (4) 苑内の施設・敷地内は禁煙です。
- (5) ペットの同伴はご遠慮ください。(ほじょ犬は除く)
- (6) エアコンのエコ運転にご協力ください。
- (7) 周りに迷惑をかける行為またはそのおそれがある場合、入館の禁止もしくは退館していただく場合があります。

【斎場やすらぎ苑】

所在地：西尾市吉良町宮迫榎木 15 番地

電話番号：0563-35-2233

受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時

休 苑 日：1 月 1 日、1 月 2 日、友引の日



斎場やすらぎ苑の利用方法はこちら
<https://www.city.nishio.aichi.jp/shisetsu/kankyo/1003919.html>

おくやみコーナーについて

身近な方が亡くなられた際には、様々な手続きが必要となります。西尾市では、ご遺族の方が少しでも不安や負担なく手続きが行えるよう「おくやみコーナー」を開設しています。

※おくやみコーナーを利用せず、各担当課で直接手続きすることもできます。

おくやみコーナーのご案内＜事前予約制＞

●手続き内容

保険年金課、長寿課、福祉課、子育て支援課の手続きをまとめて行うことができます。

●利用時間

①午前 9 時～ ②午前 10 時 30 分～ ③午後 1 時 30 分～ ④午後 3 時～

●場所

市役所 1 階 長寿課と保育課の間の窓口（60 ページ参照）

●利用対象者

西尾市に住民登録があった方のご遺族

●持ち物

各種手続きページの「必要な持ち物」をご確認いただき、ご準備ください。
ご不明な点は、該当する課へ事前にお問い合わせください。



※当日は予約時間にお越しください。

※状況により、ご予約いただいた方もお待ちいただく場合があります。

予約方法について

予約受付日から 2 開庁日以降のご予約ができます。
(亡くなった日から 15 日間ご利用できます。)

●市民課 旅券担当「おくやみコーナー事前予約」

予約電話番号：**0563-65-2198**

予約受付時間：平日午前 9 時～午後 4 時（年末年始を除く）

当日手続き時間：①午前 9 時～ ②午前 10 時 30 分～
③午後 1 時 30 分～ ④午後 3 時～

※①～④いずれかの空き時間をご指定いただきます。

※ご希望の日時にご予約いただけない場合があります。



手続き日時

令和 年 月 日 ()

午前 9 時～

午前 10 時 30 分～

午後 1 時 30 分～

午後 3 時～

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	該当事項	手続き	完了 ✓	期限	おくやみ コーナー 利用可否	ページ
住民登録	マイナンバーカード・マイナンバー通知カードを持っていた	カードの保管(返却不要)	<input type="checkbox"/>	—	—	P.9
	印鑑登録をしていた	印鑑登録証(カード)の返却または破棄	<input type="checkbox"/>	なし	×	
	外国人住民である	在留カード・特別永住者証の返却	<input type="checkbox"/>	亡くなった日またはカードの発見から14日以内	×	P.10
保険	国民健康保険に加入していた	資格確認書、各種認定証の返却または破棄	<input type="checkbox"/>	すみやかに	○	P.11
		葬祭費の申請	<input type="checkbox"/>	葬祭を行った日の翌日から2年以内	○	
	後期高齢者医療保険に加入していた	資格確認書の返却または破棄	<input type="checkbox"/>	すみやかに	○	P.12
		葬祭費の申請	<input type="checkbox"/>	葬祭を行った日の翌日から2年以内	○	
		高額療養費の申請	<input type="checkbox"/>	すみやかに	○	
後期高齢者医療保険料の手続き(納付・還付)	後期高齢者医療保険料の手続き(納付・還付)	<input type="checkbox"/>	すみやかに	○	P.13	
	送付先変更届	<input type="checkbox"/>	すみやかに	○		
年金	国民年金に加入または受給していた	必要な手続きの確認	<input type="checkbox"/>	すみやかに	○ ※案内のみ	P.14
	厚生年金に加入または受給していた	必要な手続きの確認	<input type="checkbox"/>	すみやかに	○ ※案内のみ	P.15
	共済年金に加入または受給していた	必要な手続きの確認	<input type="checkbox"/>	すみやかに	×	P.16
	農業者年金を受給していた	農業者年金死亡関係届出書の提出	<input type="checkbox"/>	亡くなった日から10日以内	×	
	恩給を受給していた	必要な手続きの確認	<input type="checkbox"/>	すみやかに	×	P.17
税金	市税の納付が済んでいない	納付に係る手続き	<input type="checkbox"/>	納税通知書に記載の納期限まで	×	P.18
	市税を口座振替で納付していた	振替口座の変更または廃止の手続き	<input type="checkbox"/>	すみやかに	×	
	市民税が課税されていた	市県民税の減免手続き	<input type="checkbox"/>	各期の納期限まで	×	P.19
	固定資産(土地・家屋)を持っていた	所有者の変更	<input type="checkbox"/>	相続が発生した年内	×	P.20
	固定資産(土地・家屋)を持っていたが、所有権変更の手続きが年内に完了できない	固定資産税に関する相続人代表者指定届の提出	<input type="checkbox"/>	相続が発生した年内 ※郵送で相続人代表者指定(変更)届が届いた方は約2週間以内	×	P.21
	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカー(50cc以下)を所有していた	相続人への名義変更	<input type="checkbox"/>	亡くなった日から15日以内	×	P.22
廃車の手続き		<input type="checkbox"/>	亡くなった日から30日以内	×		

簡単に手続きを抽出したい
方はコチラから



区分	該当事項	手続き	完了 ✓	期限	おくやみ コーナー 利用可否	ページ
介護保険	65歳以上または介護認定を受けていた	被保険者証などの返却または破棄	<input type="checkbox"/>	なし	○	P.23
	介護認定の申請中で調査済みである	介護認定申請の取り下げ	<input type="checkbox"/>	すみやかに	○	
	介護保険料等が発生していた	介護保険料の手続き（納付・還付） または高額介護サービス費の支給	<input type="checkbox"/>	すみやかに	○	P.24
福祉医療	福祉医療を受給していた	受給者証の返却および資格喪失の届出	<input type="checkbox"/>	すみやかに	○	P.25
		福祉医療費の支給申請	<input type="checkbox"/>	支払った日の翌日から5年以内	○	
高齢者福祉	高齢者福祉サービスを利用していた	喪失届等の提出	<input type="checkbox"/>	すみやかに	○	P.26
福祉（障がい）	身体障害者手帳、精神障害者 保健福祉手帳、療育手帳を 持っていた	各種手帳の返却	<input type="checkbox"/>	すみやかに	○	P.27
	戦傷病者手帳を持っていた	戦傷病者手帳の返却	<input type="checkbox"/>	すみやかに	×	
	西尾市障害者扶助料を受給していた	喪失の手続き	<input type="checkbox"/>	すみやかに	○	
	特別障害者手当を受給していた	特別障害者手当資格喪失届の提出	<input type="checkbox"/>	亡くなった日から14日以内	○	P.28
	障害児福祉手当を受給していた	障害児福祉手当資格喪失届の提出	<input type="checkbox"/>	亡くなった日から14日以内	○	P.29
	愛知県在宅重度障害者手当を受給していた	在宅重度障害者手当資格喪失届の提出	<input type="checkbox"/>	亡くなった日から14日以内	○	
	自立支援医療受給者証を持っていた	自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返却	<input type="checkbox"/>	すみやかに	○	P.30
	心身障害者扶養共済制度の年金に加入していた	【掛金を支払っていた方が亡くなった場合】 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出	<input type="checkbox"/>	掛金を支払っていた方が亡くなった日から3年以内	○	
		【年金を受給していた方が亡くなった場合】 死亡・重度障害届出書の提出	<input type="checkbox"/>	受給予定者が亡くなった日から3年以内	○	
	福祉タクシーチケットを持っていた	未使用分の福祉タクシーチケットの返却または破棄	<input type="checkbox"/>	なし	○	P.31
障害福祉サービスを利用していた	障害福祉サービス受給者証の返却 または保護者の変更	<input type="checkbox"/>	すみやかに	○	P.32	
地域生活支援事業を利用していた	地域生活支援事業受給者証の返却 または保護者の変更	<input type="checkbox"/>	すみやかに	○		
障害児通所支援を利用していた	通所受給者証の返却または保護者の変更	<input type="checkbox"/>	すみやかに	○	P.33	

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	該当事項	手続き	完了 ✓	期限	おくやみ コーナー 利用可否	ページ
子ども	児童手当を受給していた	【児童手当受給者が亡くなられた場合】 受給者変更・未払い手当の請求手続き	<input type="checkbox"/>	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内	○	P.34
		【児童手当対象児童が亡くなられた場合】 児童手当消滅・減額の手続き	<input type="checkbox"/>	すみやかに	○	
	児童扶養手当、愛知県遺児手当、西尾市遺児手当を受給していた	【各種手当受給者が亡くなられた場合】 資格喪失届の提出	<input type="checkbox"/>	受給者が亡くなった日から数えて14日以内	○	P.35
		【各種手当対象児童が亡くなられた場合】 各種手当消滅・減額の手続き	<input type="checkbox"/>	すみやかに	○	
	ひとり親家庭になった	児童扶養手当などの認定申請の手続き	<input type="checkbox"/>	すみやかに	○	P.36
	特別児童扶養手当を受給していた	【保護者が亡くなられた場合】 特別児童扶養手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未払手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)	<input type="checkbox"/>	亡くなった日から14日以内	○	P.37
【対象児童が亡くなられた場合】 特別児童扶養手当資格喪失届(または額改定届)の提出		<input type="checkbox"/>	亡くなった日から14日以内	○		
養育医療の助成を受けていた	養育医療券の返却または破棄	<input type="checkbox"/>	すみやかに	○	P.38	
保育所・認定こども園・幼稚園等に通園していた	保護者変更の届出、退園の届出、支給認定証の返却、口座の変更	<input type="checkbox"/>	すみやかに	×		
児童クラブを利用していた	【利用児童が亡くなられた場合】 退会手続き、家族構成変更手続き	<input type="checkbox"/>	すみやかに	○	P.39	
	【利用児童の同居親族が亡くなられた場合】 家族構成変更手続き ※亡くなられた方名義の口座を登録している場合、口座変更手続き	<input type="checkbox"/>	すみやかに	○		
上下水道等	上下水道を使用していた	水道の閉栓、使用者変更、振替口座の変更	<input type="checkbox"/>	すみやかに	×	P.40
	水道給水装置の所有者だった	水道給水装置の所有権の移転	<input type="checkbox"/>	すみやかに	×	
	井戸を使用していた(下水道に接続されており、井戸水を使用している世帯)	世帯人数の変更手続き	<input type="checkbox"/>	すみやかに	×	P.41
	下水道事業受益者負担金を納付中または徴収猶予中だった	受益者変更届の提出	<input type="checkbox"/>	受益者の変更があった日から14日以内	×	
	し尿くみ取り式トイレを使用していた(下水道・浄化槽除く)	状況に応じて手続きが必要	<input type="checkbox"/>	すみやかに	×	P.42

簡単に手続きを抽出したい
方はコチラから



区分	該当事項	手続き	完了 ✓	期限	おくやみ コーナー 利用可否	ページ
住まい	空き家を相続する方（亡くなられた方の住居を管理する方も含む）	空き家の相談	<input type="checkbox"/>	様々なケースがあるため、詳細は P.43 をご確認ください。	×	P.43
その他	道路を占有していた	占有許可の廃止または名義変更の手続き	<input type="checkbox"/>	すみやかに	×	P.44
	河川を占有していた	占有許可の廃止または名義変更の手続き	<input type="checkbox"/>	すみやかに	×	
	公共用物を使用していた （水路、道路法に基づく認定がされていない道路など）	【市街化区域内の水路の場合】 使用の廃止または名義変更の手続き	<input type="checkbox"/>	【使用の廃止】 亡くなった日から 10 日以内 【名義の変更】 すみやかに	×	P.45
		【市街化調整区域内の水路の場合】 使用の廃止または名義変更の手続き	<input type="checkbox"/>	【使用の廃止】 亡くなった日から 10 日以内 【名義の変更】 すみやかに	×	
		【道路法に基づく認定がされていない道路の場合】 使用の廃止または名義変更の手続き	<input type="checkbox"/>	【使用の廃止】 亡くなった日から 10 日以内 【名義の変更】 すみやかに	×	
	犬を飼っていた	犬の所有者の変更	<input type="checkbox"/>	すみやかに	×	
	農地を所有していた	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出	<input type="checkbox"/>	権利を取得したことを知った日から、おおむね 10 か月以内	×	P.47
森林を所有していた	森林法第10条の7の2第1項の規定による届出書の提出	<input type="checkbox"/>	所有者となった日から 90 日以内	×		
市営住宅に住んでいる	【契約者が亡くなり、引き続き市営住宅に入居したい場合】 市営住宅承継承認申請書の提出	<input type="checkbox"/>	亡くなった日から 20 日以内	×	P.48	
	【契約者が亡くなり、市営住宅を返還される場合】 市営住宅住宅返還届の提出	<input type="checkbox"/>	すみやかに	×		
	【市営住宅の同居者が死亡した場合】 同居者異動届の提出	<input type="checkbox"/>	亡くなった日から 20 日以内	×	P.49	
相続などに関する無料相談を受けたい	相談の予約	<input type="checkbox"/>	—	×		

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・マイナンバー通知カードを持っていた

手続き カードの保管 (返却不要)

手続き詳細		期 限	
<p>亡くなった日をもってマイナンバーカードは失効します。</p> <p>なお、マイナンバーカード・通知カード・個人番号通知書を返却する必要はありません。</p> <p>※民間事業者への手続きで亡くなられた方のマイナンバーを使用することがあります。1年程度は破棄せず、保管することをお勧めします。破棄した場合、亡くなられた方のマイナンバーは確認できなくなります。</p>		—	
必要な持ち物		手続き可能な人	
—		—	
問合せ先	市民課 窓口担当 (1階) ☎ 0563-65-2101	左記以外の 手続き場所	支所 — おくやみ コーナー —

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証 (カード) の返却または破棄

手続き詳細		期 限	
<p>印鑑登録は亡くなった日をもって失効します。</p> <p>印鑑登録証 (カード) を返却または破棄してください。</p>		なし	
必要な持ち物		手続き可能な人	
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証 (カード)		どなたでも可	
問合せ先	市民課 窓口担当 (1階) ☎ 0563-65-2101	左記以外の 手続き場所	支所 ○ おくやみ コーナー ×

MEMO

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 資格確認書、各種認定証の返却または破棄

手続詳細	期 限
資格確認書、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、標準負担額減額認定証、特定疾患療養受療証を返却または裁断等してから破棄してください。	すみやかに
必要な持ち物	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の①国民健康保険資格確認書、②限度額適用・標準負担額減額認定証、③限度額適用認定証、④標準負担額減額認定証、⑤特定疾病療養受療証（①～⑤はお持ちの方のみ）	どなたでも可
問合せ先 保険年金課 国民健康保険担当（1階） ☎ 0563-65-2103	左記以外の 手続場所
	支所 ○ おくやみ コーナー ○

手続き② 葬祭費の申請

手続詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方（喪主）に葬祭費50,000円が支給されます。 ※健康保険から埋葬料（費）の支給を受けることができる場合は、国民健康保険からは支給されません。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
必要な持ち物	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 喪主であることが分かるもの（会葬礼状または葬祭執行証明書など） <input type="checkbox"/> 喪主名義の振込先口座が分かるもの（預貯金通帳など）	葬祭を行った方（喪主）
問合せ先 保険年金課 国民健康保険担当（1階） ☎ 0563-65-2103	左記以外の 手続場所
	支所 ○ おくやみ コーナー ○

MEMO

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 資格確認書の返却または破棄

手続き詳細		期 限	
資格確認書を返却または裁断等してから破棄してください。		すみやかに	
必要な持ち物		手続き可能な人	
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書		どなたでも可	
問合せ先	保険年金課 後期高齢者医療担当（1階） ☎ 0563-65-2105	左記以外の 手続場所	支所 ○ おくやみ コーナー ○

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細		期 限	
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方（喪主）に葬祭費50,000円が支給されます。		葬祭を行った日の翌日から 2年以内	
必要な持ち物		手続き可能な人	
<input type="checkbox"/> 喪主であることが分かるもの（会葬礼状または葬祭執行証明書など）		葬祭を行った方（喪主）	
<input type="checkbox"/> 喪主名義の振込先口座が分かるもの（預貯金通帳など）			
問合せ先	保険年金課 後期高齢者医療担当（1階） ☎ 0563-65-2105	左記以外の 手続場所	支所 ○ おくやみ コーナー ○

手続き③ 高額療養費の申請

手続き詳細		期 限	
生前に支払った医療費のうち、一部が高額療養費として支給される場合があります。		すみやかに	
必要な持ち物		手続き可能な人	
<input type="checkbox"/> 相続人名義の振込先口座が分かるもの（預貯金通帳など）		相続人	
問合せ先	保険年金課 後期高齢者医療担当（1階） ☎ 0563-65-2105	左記以外の 手続場所	支所 ○ おくやみ コーナー ○

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き④ 後期高齢者医療保険料の手続き（納付・還付）

手続き詳細		期 限			
被保険者が亡くなられたときは、加入月に応じて保険料額が変更になります。 既に納付済みの保険料額を確認し、追徴、もしくは還付のご案内をします。		すみやかに			
必要な持ち物		手続き可能な人			
<input type="checkbox"/> 相続人名義の振込先口座が分かるもの（預貯金通帳など）		相続人			
問合せ先	保険年金課 後期高齢者医療担当（1階） ☎ 0563-65-2105	左記以外の 手続き場所	支所	○	おくやみ コーナー ○

手続き⑤ 送付先変更届

手続き詳細		期 限			
被保険者が亡くなられた場合、書類の送り先の変更が必要な場合があります。		すみやかに			
必要な持ち物		手続き可能な人			
<input type="checkbox"/> 相続人の本人確認書類		相続人			
問合せ先	保険年金課 後期高齢者医療担当（1階） ☎ 0563-65-2105	左記以外の 手続き場所	支所	○	おくやみ コーナー ○

MEMO

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細		期 限			
<p>亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。</p> <p>亡くなられた方等の基礎年金番号の分かるものを準備の上、お近くの年金事務所にお問い合わせください。</p> <p>なお、手続き先は年金事務所となりますが、出張年金相談（市役所・吉良支所で開催）でも可能な場合もあります。</p> <p>また、市役所保険年金課、各支所へのお問い合わせを希望される場合は窓口のみ対応可能です。窓口に来られる方の本人確認書類と亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるものを準備の上、ご来庁ください。お電話でのお問い合わせについては本人確認できないためお答えすることができません。</p> <p>※iDeco（イデコ）や基金など、個人で加入されていた年金については、各団体へお問い合わせください。</p>		すみやかに			
必要な持ち物		手続き可能な人			
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるもの <input type="checkbox"/> 窓口に来られる方の本人確認書類（市役所保険年金課、各支所の窓口でお問い合わせを希望される場合に必要）		親族			
問合せ先	日本年金機構 刈谷年金事務所 ☎ 0566-21-2110 保険年金課 国民年金担当（1階） ☎ 0563-65-2104	左記以外の 手続き場所	支所	○ ※案内のみ	○ ※案内のみ

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

3. 年金に関する手続き

厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細		期 限		
<p>亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。</p> <p>亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるものを準備の上、お近くの年金事務所またはねんきんダイヤルにお問い合わせください。</p> <p>なお、手続き先は年金事務所となりますが、出張年金相談（市役所・吉良支所で開催）でも可能な場合もあります。</p> <p>また、市役所保険年金課、各支所へのお問い合わせを希望される場合は窓口のみ対応可能です。窓口に来られる方の本人確認書類と亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるものを準備の上、ご来庁ください。お電話でのお問い合わせについては本人確認できないためお答えすることができません。</p> <p>※企業年金などについては、各団体へお問い合わせください。</p> <p>※iDeco（イデコ）など、個人で加入されていた年金については、各団体へお問い合わせください。</p>		すみやかに		
必要な持ち物		手続き可能な人		
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるもの <input type="checkbox"/> 窓口に来られる方の本人確認書類（市役所保険年金課、各支所の窓口でお問い合わせを希望される場合に必要）		親族		
問合せ先	日本年金機構 刈谷年金事務所 ☎ 0566-21-2110 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 保険年金課 国民年金担当（1階） ☎ 0563-65-2104	左記以外の 手続き場所	支所	○ ※案内のみ おくやみ コーナー ○ ※案内のみ

MEMO

共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細		期 限				
<p>亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。</p> <p>亡くなられた方等の基礎年金番号の分かるものを準備の上、事前に各共済組合へお問い合わせください。</p> <p>※iDeco（イデコ）など、個人で加入されていた年金については、各団体へお問い合わせください。</p>		すみやかに				
必要な持ち物		手続き可能な人				
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるもの		親族				
問合せ先	各共済組合	左記以外の 手続場所	支所	×	おくやみ コーナー	×

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細		期 限				
<p>受給権者が亡くなられたとき、ご遺族の方は10日以内に住所地のJAへ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。</p>		亡くなった日から10日以内				
必要な持ち物		手続き可能な人				
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の亡くなった日が確認できる住民票、または除籍抄本 あるいは亡くなった日を明らかにすることができる証明書		相続人				
問合せ先	農業協同組合（JA）各支店	左記以外の 手続場所	支所	×	おくやみ コーナー	×

MEMO

3. 年金に関する手続き

恩給を受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続詳細		期 限				
総務省 恩給についての相談窓口へ必要な手続きをご確認ください。		すみやかに				
必要な持ち物		手続き可能な人				
なし		—				
問合せ先	総務省 恩給についての相談窓口 ☎ 03-5273-1400	左記以外の 手続場所	支所	×	おくやみ コーナー	×

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

4. 税金に関する手続き


市税の納付が済んでいない

手続き 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、納付状況等をご確認ください。	納税通知書に記載の納期限まで
必要な持ち物	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 手続きされる方が相続人であることが分かる書類（戸籍謄本など） <input type="checkbox"/> 手続きされる方の本人確認書類	相続人
問合せ先 収納課 第1徴収担当（2階） ☎ 0563-65-2130	左記以外の 手続き場所
	支所 ○ おくやみコーナー ×

市税を口座振替で納付していた

手続き 振替口座の変更または廃止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方名義の口座から振替していた場合は、振替口座の変更または廃止の手続きを行う必要があります。 市内の取扱金融機関または本庁・各支所で「口座振替依頼書兼廃止届」を記入し、提出してください。	すみやかに
 「口座振替依頼書兼廃止届」の郵送申込はこちら https://ttzk.graffer.jp/city-nishio/smart-apply/surveys-alias/kofuri-irai	
必要な持ち物	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 預貯金通帳、通帳の届出印 <input type="checkbox"/> 納税通知書や納付書などの納税義務者名が確認できるもの <input type="checkbox"/> 手続きされる方の本人確認書類	相続人
問合せ先 収納課 管理担当（2階） ☎ 0563-65-2132	左記以外の 手続き場所
	支所 ○ おくやみコーナー ×

4. 税金に関する手続き

市民税が課税されていた

手続き 市県民税の減免手続き

手続詳細		期 限				
<p>市県民税は1月1日時点で西尾市に生活の本拠地がある方に対し、前年所得等に基づき課税されます。したがって、1月2日以降に亡くなられた方に対して1年間分の市県民税が課税され、その納税義務は相続人に受け継がれます。なお、一定の要件に該当する場合は、市県民税が減免される可能性があります。詳細は市民税担当にお問い合わせください。</p>		各期の納期限まで				
必要な持ち物		手続き可能な人				
<input type="checkbox"/> 手続きされる方が相続人であることが分かる書類（戸籍謄本など） <input type="checkbox"/> 手続きされる方の本人確認書類		相続人				
問合せ先	税務課 市民税担当（2階） ☎ 0563-65-2124	左記以外の 手続場所	支所	×	おくやみ コーナー	×

MEMO

固定資産（土地・家屋）を持っていた

手続き 所有者の変更

手続詳細		期 限				
<p>【登記されている土地・家屋】 法務局へ相続登記の申請が必要です。申請は相続人ご自身で行うこともできますが、司法書士等に依頼することもできます。 ※令和6年4月から相続登記の申請が義務化されています。 所定の期限内に申請されないと10万円以下の過料が科される可能性があります。</p> <p>【登記されていない家屋】 税務課家屋担当へ「未登記家屋の所有者変更届」を提出してください。</p>		相続が発生した年内				
必要な持ち物		手続き可能な人				
<p>【登記されている土地・家屋】（相続登記） 名古屋法務局ホームページにてご確認ください。</p> <p>【登記されていない家屋】（未登記家屋の所有者変更届）</p> <p><input type="checkbox"/> 相続を証明するもの（遺産分割協議書または遺言証書の写し）</p> <p><input type="checkbox"/> 新所有者の印鑑登録証明書</p> <p>※法定相続人が1人の場合は、戸籍謄本（被相続人の出生から死亡までのもの）・法定相続情報一覧図・遺言証書のいずれか1点</p>		新所有者となる方、 司法書士等				
問合せ先	<p>【登記されている土地・家屋】 名古屋法務局西尾支局 ☎ 0563-57-2622</p>	左記以外の 手続場所	支所	×	おくやみ コーナー	×
	<p>【登記されていない家屋】 税務課 家屋担当（2階） ☎ 0563-65-2128</p>					

MEMO

4. 税金に関する手続き

固定資産（土地・家屋）を持っていたが、所有権変更の手続きが年内に完了できない

手続き 固定資産税に関する相続人代表者指定届の提出

手続詳細		期 限				
<p>亡くなられた方に固定資産税・都市計画税が課税されている場合、該当する固定資産の所有者変更手続きが完了するまでの間の固定資産税・都市計画税の納税通知書は、相続人の代表者に送付させていただくこととなります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、提出してください。相続人が複数人いる場合は、相続人代表者指定届に各相続人が氏名・住所等を自署してください。</p> <p>※死亡後相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどを提出してください。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。税務課家屋担当までご連絡ください。</p>		<p>相続が発生した年内</p> <p>※郵送で相続人代表者指定（変更）届が届いた方は約2週間以内</p>				
必要な持ち物		手続き可能な人				
<p>【相続放棄をされた方がいる場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 相続放棄申述受理通知書の写し</p>		相続人代表者となる方				
問合せ先	税務課 家屋担当（2階） ☎ 0563-65-2128	左記以外の 手続場所	支所	×	おくやみ コーナー	×

MEMO

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車・ミニカー（50cc以下）を所有していた

手続き① 相続人への名義変更

手続き詳細		期 限			
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、必ず名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。		亡くなった日から15日以内			
必要な持ち物		手続き可能な人			
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続きされる方の本人確認書類		①相続人 ②相続人と同居の家族 ③その他の方			
問合せ先	税務課 税制・償却担当（2階） ☎ 0563-65-2125	左記以外の 手続き場所	支所	○	おくやみ コーナー ×

手続き② 廃車の手続き

手続き詳細		期 限			
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合は、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。		亡くなった日から30日以内			
必要な持ち物		手続き可能な人			
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続きされる方の本人確認書類		①相続人 ②相続人と同居の家族 ③その他の方			
問合せ先	税務課 税制・償却担当（2階） ☎ 0563-65-2125	左記以外の 手続き場所	支所	○	おくやみ コーナー ×

MEMO

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 被保険者証などの返却または破棄

手続き詳細		期 限				
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を返却してください。		なし				
必要な持ち物		手続き可能な人				
亡くなられた方の①介護保険被保険者証、②介護保険負担割合証、③介護保険負担限度額認定証（②、③はお持ちの方のみ）		どなたでも可				
問合せ先	長寿課 保険料担当（1階） ☎ 0563-65-2118	左記以外の 手続き場所	支所	○	おくやみ コーナー	○

介護認定の申請中で調査済みである

手続き 介護認定申請の取り下げ

手続き詳細		期 限				
介護認定結果が不要の方は介護認定取り下げ書を提出してください。		すみやかに				
必要な持ち物		手続き可能な人				
なし		どなたでも可				
問合せ先	長寿課 認定担当（1階） ☎ 0563-65-2122	左記以外の 手続き場所	支所	○	おくやみ コーナー	○

MEMO

6. 福祉医療に関する手続き

福祉医療を受給していた

手続き① 受給者証の返却および資格喪失の届出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が以下の福祉医療受給者であった場合、受給者証の返却および資格喪失の届出をしてください。</p> <p>①障害者医療費受給者証 ②精神障害者医療費受給者証 ③後期高齢者福祉医療費受給者証 ④子ども医療費受給者証 ⑤母子家庭等医療費受給者証</p>	すみやかに
必要な持ち物	手続き可能な人
<p><input type="checkbox"/> 手続きされる方の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の①障害者医療費受給者証、②精神障害者医療費受給者証、③後期高齢者福祉医療費受給者証、④子ども医療費受給者証、⑤母子家庭等医療費受給者証</p>	どなたでも可
<p>問合せ先 保険年金課 福祉医療担当（1階） ☎ 0563-65-2106</p>	<p>左記以外の 手続き場所</p> <p>支所 ○ おくやみ コーナー ○</p>

手続き② 福祉医療費の支給申請

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が福祉医療受給者であった場合、生前に県外受診等で医療機関の窓口で支払った一部負担金があるときは、相続人の代表者に支給します。</p>	支払った日の翌日から5年以内
必要な持ち物	手続き可能な人
<p><input type="checkbox"/> 領収書（医療保険対象の総点数が記載されているもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人代表者名義の振込先口座が分かるもの（預貯金通帳など）</p>	相続人の代表者
<p>問合せ先 保険年金課 福祉医療担当（1階） ☎ 0563-65-2106</p>	<p>左記以外の 手続き場所</p> <p>支所 ○ おくやみ コーナー ○</p>

7. 高齢者福祉に関する手続き

高齢者福祉サービスを利用していた

手続き 喪失届等の提出

手続詳細		期 限	
亡くなられた方が以下のサービスを利用していた場合、利用終了の連絡および喪失届等の提出をしてください。 ①ねたきり高齢者等おむつ支給給付券 ②高齢者配食サービス事業助成利用券 ③緊急通報システム ④高齢者おかえりネットワーク		すみやかに	
必要な持ち物		手続き可能な人	
<input type="checkbox"/> 手続きされる方の本人確認書類		どなたでも可	
問合せ先	長寿課 高齢者福祉担当（1階） ☎ 0563-65-2121	左記以外の 手続場所	支所 ○ おくやみ コーナー ○

8. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を持っていた

手続き 各種手帳の返却

手続詳細		期 限	
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳は亡くなった日をもって失効します。各種手帳を返却してください。		すみやかに	
必要な持ち物		手続き可能な人	
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳		どなたでも可	
問合せ先	福祉課 障がい福祉担当（1階） ☎ 0563-65-2113（身体・療育） ☎ 0563-65-2115（精神）	左記以外の 手続場所	支所 ○ おくやみ コーナー ○

8. 福祉（障がい）に関する手続き

戦傷病者手帳を持っていた

手続き 戦傷病者手帳の返却

手続き詳細		期 限				
戦傷病者手帳は亡くなった日をもって失効します。手帳を返却してください。		すみやかに				
必要な持ち物		手続き可能な人				
<input type="checkbox"/> 手続きされる方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 委任を受けた場合、委任状		親族 委任を受けた方				
問合せ先	福祉課 社会福祉担当（1階） ☎ 0563-65-2114	左記以外の 手続場所	支所	×	おくやみ コーナー	×

西尾市障害者扶助料を受給していた

手続き 喪失の手続き

手続き詳細		期 限				
亡くなられた方が西尾市障害者扶助料を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。喪失手続きをしてください。 なお、未支給の扶助料がある場合、同一世帯の親族または別世帯の生計同一者に支払います。		すみやかに				
必要な持ち物		手続き可能な人				
<input type="checkbox"/> 未支給の扶助料を受け取る方の振込先口座が分かるもの（預貯金通帳など）		親族				
問合せ先	福祉課 障がい福祉担当（1階） ☎ 0563-65-2113	左記以外の 手続場所	支所	○	おくやみ コーナー	○

MEMO

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出

手続詳細		期 限				
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。資格喪失届を提出してください。 なお、未支給の手当がある場合、次の順位で示す扶養義務者かつ生計同一者に未払金を支払います。①配偶者、最多収入者②子③父母		亡くなった日から14日以内				
必要な持ち物		手続き可能な人				
<input type="checkbox"/> 未支給の手当を受け取る方の振込先口座が分かるもの（預貯金通帳など）		親族				
問合せ先	福祉課 障がい福祉担当（1階） ☎ 0563-65-2113	左記以外の 手続場所	支所	○	おくやみ コーナー	○

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出

手続詳細		期 限				
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。資格喪失届を提出してください。 なお、未支給の手当がある場合、次の順位で示す扶養義務者かつ生計同一者に未払金を支払います。①配偶者、最多収入者②子③父母		亡くなった日から14日以内				
必要な持ち物		手続き可能な人				
<input type="checkbox"/> 未支給の手当を受け取る方の振込先口座が分かるもの（預貯金通帳など）		親族				
問合せ先	福祉課 障がい福祉担当（1階） ☎ 0563-65-2113	左記以外の 手続場所	支所	○	おくやみ コーナー	○

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

8. 福祉（障がい）に関する手続き

愛知県在宅重度障害者手当を受給していた

手続き 在宅重度障害者手当資格喪失届の提出

手続詳細		期 限				
亡くなられた方が在宅重度障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。資格喪失届を提出してください。 なお、未支給の手当がある場合、同一世帯の親族または別世帯の生計同一者に支払います。		亡くなった日から14日以内				
必要な持ち物		手続き可能な人				
<input type="checkbox"/> 未支給の手当を受け取る方の振込先口座が分かるもの（預貯金通帳など）		親族				
問合せ先	福祉課 障がい福祉担当（1階） ☎ 0563-65-2113	左記以外の 手続場所	支所	○	おくやみ コーナー	○

自立支援医療受給者証を持っていた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返却

手続詳細		期 限				
自立支援医療受給者証は亡くなった日をもって使用できなくなります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。		すみやかに				
必要な持ち物		手続き可能な人				
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）		どなたでも可				
問合せ先	福祉課 障がい福祉担当（1階） ☎ 0563-65-2113（更生医療・育成医療） ☎ 0563-65-2115（精神通院）	左記以外の 手続場所	支所	○	おくやみ コーナー	○

MEMO

心身障害者扶養共済制度の年金に加入していた

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きをしてください。	掛金を支払っていた方が亡くなった日から3年以内
必要な持ち物	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書の写し <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 年金を受給される方の住民票 <input type="checkbox"/> 年金管理者の住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給される方の振込先口座が分かるもの（預貯金通帳など） <input type="checkbox"/> 加入証書 <input type="checkbox"/> 口数追加証書	年金を受給される方、または年金管理者
問合せ先 福祉課 障がい福祉担当（1階） ☎ 0563-65-2113	左記以外の 手続き場所 支所 × おくやみ コーナー ○

【年金受給予定の方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
年金受給予定の方が亡くなられた場合、弔慰金請求の手続きをしてください。	受給予定者が亡くなった日から3年以内
必要な持ち物	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込先口座が分かるもの（預貯金通帳など） <input type="checkbox"/> 加入証書 <input type="checkbox"/> 口数追加証書	年金加入者、または年金管理者
問合せ先 福祉課 障がい福祉担当（1階） ☎ 0563-65-2113	左記以外の 手続き場所 支所 × おくやみ コーナー ○

8. 福祉（障がい）に関する手続き

心身障害者扶養共済制度の年金に加入していた

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細		期 限				
年金を受給していた方が亡くなられた場合、死亡・重度障害届出書を提出してください。		亡くなった日から14日以内				
必要な持ち物		手続き可能な人				
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 愛知県心身障害者扶養共済制度年金証書		相続人				
問合せ先	福祉課 障がい福祉担当（1階） ☎ 0563-65-2113	左記以外の 手続場所	支所	×	おくやみ コーナー	○

福祉タクシーチケットを持っていた

手続き 未使用分の福祉タクシーチケットの返却または破棄

手続き詳細		期 限				
福祉タクシーチケットは亡くなった日をもって使用できなくなります。未使用分があれば返却または破棄してください。		なし				
必要な持ち物		手続き可能な人				
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシーチケット		どなたでも可				
問合せ先	福祉課 障がい福祉担当（1階） ☎ 0563-65-2113	左記以外の 手続場所	支所	○	おくやみ コーナー	○

MEMO

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却または保護者の変更

手続詳細		期 限				
<p>亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、亡くなった日をもって受給資格が喪失となります。障害福祉サービス受給者証を返却してください。</p> <p>また、障害福祉サービス受給者証に記載のある保護者が亡くなられた場合は保護者変更の手続きをしてください。</p>		すみやかに				
必要な持ち物		手続き可能な人				
<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証		どなたでも可				
問合せ先	福祉課 障がい福祉担当（1階） ☎ 0563-65-2115	左記以外の 手続場所	支所	○	おくやみ コーナー	○

地域生活支援事業を利用していた

手続き 地域生活支援事業受給者証の返却または保護者の変更

手続詳細		期 限				
<p>亡くなられた方が地域生活支援事業を利用していた場合、亡くなった日をもって資格喪失となります。地域生活支援事業受給者証を返却してください。</p> <p>また、地域生活支援事業受給者証に記載のある保護者が亡くなられた場合は保護者変更の手続きをしてください。</p>		すみやかに				
必要な持ち物		手続き可能な人				
<input type="checkbox"/> 地域生活支援事業受給者証		どなたでも可				
問合せ先	福祉課 障がい福祉担当（1階） ☎ 0563-65-2115	左記以外の 手続場所	支所	○	おくやみ コーナー	○

MEMO

8. 福祉（障がい）に関する手続き

障害児通所支援を利用していた

手続き 通所受給者証の返却または保護者の変更

手続詳細		期 限	
障害児通所支援を利用していた児童が亡くなられた場合、亡くなった日をもって受給資格が喪失となります。通所受給者証を返却してください。 また、通所受給者証に記載のある保護者が亡くなられた場合は保護者変更の手続きをしてください。		すみやかに	
必要な持ち物		手続き可能な人	
<input type="checkbox"/> 通所受給者証		どなたでも可	
問合せ先	福祉課 障がい福祉担当（1階） ☎ 0563-65-2115	左記以外の 手続場所	支所 ○ おくやみ コーナー ○

MEMO

9. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

【児童手当受給者が亡くなられた場合】

手続き 受給者変更・未払い手当の請求手続き

手続詳細		期 限	
児童手当の受給者が亡くなられた場合、受給者の変更および未払いの児童手当の請求の手続きをしてください。		原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内	
必要な持ち物		手続き可能な人	
<input type="checkbox"/> 健康保険の加入資格が分かるもの <input type="checkbox"/> 新たに受給者となる方名義の振込先口座が分かるもの（預貯金通帳など） <input type="checkbox"/> 手続きされる方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーカード等個人番号の分かるもの 【未払いの児童手当がある場合】 <input type="checkbox"/> 児童手当対象のお子様名義の通帳またはキャッシュカード		受給者が亡くなられた後、対象児童を監護される方	
問合せ先	子育て支援課 手当担当（1階） ☎ 0563-65-2109	左記以外の 手続場所	支所 ○ おくやみ コーナー ○

【児童手当対象児童が亡くなられた場合】

手続き 児童手当消滅・減額の手続き

手続詳細		期 限	
児童手当の対象児童が亡くなられた場合、受給資格の消滅または減額の手続きをしてください。		すみやかに	
必要な持ち物		手続き可能な人	
なし		受給者	
問合せ先	子育て支援課 手当担当（1階） ☎ 0563-65-2109	左記以外の 手続場所	支所 ○ おくやみ コーナー ○

9. 子どもに関する手続き

児童扶養手当、愛知県遺児手当、西尾市遺児手当を受給していた

【各種手当受給者が亡くなられた場合】

手続き 資格喪失届の提出

手続詳細		期 限				
受給者が亡くなられた場合、亡くなった日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。		受給者が亡くなった日から数えて14日以内				
必要な持ち物		手続き可能な人				
<input type="checkbox"/> 各種手当対象のお子様名義の口座が分かるもの（預貯金通帳など）		受給者が亡くなられた後、対象児童を監護される方				
問合せ先	子育て支援課 手当担当（1階） ☎ 0563-65-2109	左記以外の 手続場所	支所	×	おくやみ コーナー	○

【各種手当対象児童が亡くなられた場合】

手続き 各種手当消滅・減額の手続き

手続詳細		期 限				
各種手当の対象児童が亡くなられた場合、受給資格の消滅または減額の手続きをしてください。		すみやかに				
必要な持ち物		手続き可能な人				
なし		受給者				
問合せ先	子育て支援課 手当担当（1階） ☎ 0563-65-2109	左記以外の 手続場所	支所	×	おくやみ コーナー	○

MEMO

ひとり親家庭になった

手続き 児童扶養手当などの認定申請の手続き

手続詳細		期 限				
18歳以下（18歳到達年度の末日まで）のお子様がいる方は、一定の要件に該当する場合、各種手当の支給対象になります。別途手続きが必要ですので、ご相談ください。		すみやかに				
必要な持ち物		手続き可能な人				
なし		受給者が亡くなられた後、対象児童を監護される方				
問合せ先	子育て支援課 手当担当（1階） ☎ 0563-65-2109	左記以外の 手続場所	支所	×	おくやみ コーナー	○

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

9. 子どもに関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届の提出
(未払い分がある場合は未払手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期限		
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。また、受給資格が継続する場合は受給者変更の手続きをしてください。	亡くなった日から14日以内		
必要な持ち物	手続き可能な人		
<input type="checkbox"/> 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本 (受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可) <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、手当対象のお子様名義の振込先口座が分かるもの(預貯金通帳など) <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込先口座の預貯金通帳の写し	親族		
問合せ先 子育て支援課 手当担当(1階) ☎ 0563-65-2109	左記以外の 手続き場所		
支所	×	おくやみ コーナー	○

【対象児童が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届(または額改定届)の提出

手続き詳細	期限		
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きをしてください。	亡くなった日から14日以内		
必要な持ち物	手続き可能な人		
なし	親族		
問合せ先 子育て支援課 手当担当(1階) ☎ 0563-65-2109	左記以外の 手続き場所		
支所	×	おくやみ コーナー	○

養育医療の助成を受けていた

手続き 養育医療券の返却または破棄

手続詳細		期 限				
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は亡くなった日をもって失効となりますので、返却または裁断等してから破棄してください。		すみやかに				
必要な持ち物		手続き可能な人				
<input type="checkbox"/> 乳児の養育医療券		乳児の保護者				
問合せ先	保険年金課 福祉医療担当（1階） ☎ 0563-65-2106	左記以外の 手続場所	支所	○	おくやみ コーナー	○

保育所・認定こども園・幼稚園等に通園していた

手続き 保護者変更の届出、退園の届出、支給認定証の返却、口座の変更

手続詳細		期 限				
<p>【保護者が亡くなられた場合】 保護者および世帯員の変更の手続きをしてください。</p> <p>【児童が亡くなられた場合】 保育所・認定こども園・幼稚園等に通園していた場合、施設の退園の手続きをしてください。</p> <p>【口座を登録されていた方が亡くなられた場合】 変更の手続きが必要な場合があります。</p>		すみやかに				
必要な持ち物		手続き可能な人				
個別の状況に応じてご案内します。		同居の親族				
問合せ先	保育課 入園担当（1階） ☎ 0563-65-2110	左記以外の 手続場所	支所	×	おくやみ コーナー	×

MEMO

9. 子どもに関する手続き

児童クラブを利用していた

【利用児童が亡くなられた場合】

手続き 退会手続き、家族構成変更手続き

手続詳細		期 限				
亡くなられた児童が放課後児童クラブを利用していた場合、退会の手続きをしてください。 月の前半（1日～15日まで）に亡くなられた場合は保育料半額、月の後半（16日～月末まで）に亡くなられた場合は、保育料が全額かかります。		すみやかに ※手続きが遅れると、保育料の払い過ぎが発生する場合があります、還付にはお時間がかかります。				
必要な持ち物		手続き可能な人				
なし		親族				
問合せ先	子育て支援課 こども政策担当（1階） ☎ 0563-65-2108	左記以外の 手続場所	支所	×	おくやみ コーナー	○

【利用児童の同居親族が亡くなられた場合】

手続き 家族構成変更手続き ※亡くなられた方名義の口座を登録している場合、口座変更手続き

手続詳細		期 限				
亡くなられた方の同居親族が放課後児童クラブを利用している場合、家族構成変更の手続きをしてください。		すみやかに				
必要な持ち物		手続き可能な人				
【亡くなられた方名義の口座を登録している場合】 <input type="checkbox"/> 新たに登録する口座の預貯金通帳、通帳の届出印		親族				
問合せ先	子育て支援課 こども政策担当（1階） ☎ 0563-65-2108	左記以外の 手続場所	支所	×	おくやみ コーナー	○

MEMO

10. 上下水道等に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 水道の閉栓、使用者変更、振替口座の変更

手続詳細		期 限				
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更、振替口座変更の手続きが必要です。 また、水道を使用しない場合は水道の閉栓手続きをしてください。		すみやかに				
必要な持ち物		手続き可能な人				
<input type="checkbox"/> 使用者番号の分かる書類（使用水量のお知らせ、納付書等）		親族				
問合せ先	上下水道営業課 お客様窓口（水道庁舎 1階） ☎ 0563-57-1212	左記以外の 手続場所	支所	×	おくやみ コーナー	×

水道給水装置の所有者だった

手続き 水道給水装置の所有権の移転


手続詳細		期 限				
亡くなられた方から、新たな給水装置の所有者に名義を変更する手続きが必要です。 給水装置所有権移転届を提出してください。		すみやかに				
必要な持ち物		手続き可能な人				
<input type="checkbox"/> 使用者番号の分かる書類（使用水量のお知らせ、納付書等）		親族				
問合せ先	上下水道営業課 お客様窓口（水道庁舎 1階） ☎ 0563-57-1212	左記以外の 手続場所	支所	×	おくやみ コーナー	×

MEMO

10. 上下水道等に関する手続き


井戸を使用していた（下水道に接続されており、井戸水を使用している世帯）

手続き 世帯人数の変更手続き

手続き詳細		期 限	
<p>井戸水を使用しており、その排水を下水道（農業集落排水含む）に流している世帯の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続きが必要です。下水道世帯人員等変更届出書を提出してください。</p> <p>※郵送手続き可。下水道世帯人員等変更届出書は市ホームページからダウンロードできます。</p>  <p>https://www.city.nishio.aichi.jp/kurashi/suido/1001406/1010679.html</p>		すみやかに	
必要な持ち物		手続き可能な人	
なし		親族	
問合せ先	上下水道営業課 接続促進担当（水道庁舎1階） ☎ 0563-65-5120	左記以外の 手続場所	支所 × おくやみ コーナー ×

下水道事業受益者負担金を納付中または徴収猶予中であつた

手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細		期 限	
<p>下水道事業受益者負担金を納付中または徴収猶予中の受益者が亡くなられた場合は、受益者の変更手続きが必要です。下水道事業受益者変更届を提出してください。</p> <p>※郵送手続き可。受益者変更届は市ホームページからダウンロードできます。</p>  <p>https://www.city.nishio.aichi.jp/kurashi/suido/1001406/1001989.html</p>		受益者の変更があつた日から14日以内	
必要な持ち物		手続き可能な人	
なし		新たに受益者となる方	
問合せ先	上下水道営業課 料金担当（水道庁舎1階） ☎ 0563-65-2185	左記以外の 手続場所	支所 × おくやみ コーナー ×

し尿くみ取り式のトイレを使用していた（下水道・浄化槽除く）

手続き 状況に応じて手続きが必要

手続き詳細		期 限				
<p>し尿くみ取り式のトイレを使用している世帯の世帯主が亡くなった場合、下記のとおり手続きをしてください。</p> <p>【世帯主が変更になった】</p> <p>原則、手続きは不要です。新たな世帯主の方が自動的に使用者となり、し尿くみ取りが継続されます。</p> <p>手数料の支払い方法として口座振替を希望される場合は、別途口座振替依頼の手続きが必要です。</p> <p>【世帯人員が0人になった】</p> <p>手続きが必要です。ごみ減量課へご連絡ください。</p>		すみやかに				
必要な持ち物		手続き可能な人				
<input type="checkbox"/> 預貯金通帳、通帳の届出印（口座振替希望の場合のみ）		親族				
問合せ先	ごみ減量課 ☎ 0563-65-3883	左記以外の 手続き場所	支所	×	おくやみ コーナー	×

MEMO

11. 住まいに関する手続き

空き家を相続する方（亡くなられた方の住居を管理する方も含む）

手続き 空き家の相談

手続詳細		期 限				
<p>①近隣の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家およびその敷地の適正な管理に努めてください。所有（相続）する建物や土地が原因で隣家や通行人に被害を与えた場合、所有者・管理者は損害賠償責任を問われる可能性があります。</p> <p>②空き家の見回りサービスや解体費用一括見積サービス、空き家バンク制度があります。</p> <p>③相続した空き家を売却した際、一定の要件を満たせば、譲渡所得のうち、3,000万円を控除する特例措置を受けられる場合があります。</p> <p>※詳細はお問い合わせください。</p>		<p>①すみやかに</p> <p>②必要な場合</p> <p>③空き家等の所有者が亡くなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに売却すること</p>				
必要な持ち物		手続き可能な人				
<p>【①、②】</p> <p><input type="checkbox"/> 空き家の所在・所有が分かるもの（名寄帳、権利書、全部事項証明書など）</p> <p>【③】</p> <p><input type="checkbox"/> 詳細はお問い合わせください。</p>		<p>空き家を相続する方、 空き家の管理をする方</p>				
問合せ先	<p>地域つながり課 市民協働担当（2階）</p> <p>☎ 0563-65-2178</p>	左記以外の 手続場所	支所	×	<p>おくやみ コーナー</p>	×

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

12. その他の手続き

道路を占有していた

手続き 占有許可の廃止または名義変更の手続き

手続詳細		期 限				
占有物件を撤去する場合は廃止届の提出を、名義を変更する場合は承継届を提出してください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。		すみやかに				
必要な持ち物		手続き可能な人				
【占用の廃止】 <input type="checkbox"/> 廃止届、占有許可書の写し、位置図および原状回復等届など 【名義の変更】 <input type="checkbox"/> 道路の占有許可に基づく権利義務の承継届、占有許可書の写し		どなたでも可				
問合せ先	土木課 管理担当（2階） ☎ 0563-65-2139	左記以外の 手続場所	支所	×	おくやみ コーナー	×

河川を占有していた

手続き 占有許可の廃止または名義変更の手続き

手続詳細		期 限				
占有物件を撤去する場合は廃止届の提出を、名義を変更する場合は承継届を提出してください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。		すみやかに				
必要な持ち物		手続き可能な人				
【占用の廃止】 <input type="checkbox"/> 廃止届、占有許可書の写し、位置図および河川復旧図など 【名義の変更】 <input type="checkbox"/> 河川の占有許可に基づく権利義務の承継届、占有許可書の写し		どなたでも可				
問合せ先	河川港湾課 河川担当（2階） ☎ 0563-65-2151	左記以外の 手続場所	支所	×	おくやみ コーナー	×

12. その他の手続き

公共用物を使用していた（水路、道路法に基づく認定がされていない道路など）

【市街化区域内の水路の場合】

手続き 使用の廃止または名義変更の手続き

手続詳細		期 限				
使用物件を撤去する場合は原状回復届出書の提出を、名義を変更する場合は許可申請書を提出してください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。		【使用の廃止】 亡くなった日から10日以内 【名義の変更】 すみやかに				
必要な持ち物		手続き可能な人				
【使用の廃止】 <input type="checkbox"/> 原状回復届出書、許可書の写し、位置図および施設復旧図など 【名義の変更】 <input type="checkbox"/> 許可申請書、許可書の写し		どなたでも可				
問合せ先	下水道整備課 維持管理担当（水道庁舎3階） ☎ 0563-65-2190	左記以外の 手続場所	支所	×	おくやみ コーナー	×

【市街化調整区域内の水路の場合】

手続き 使用の廃止または名義変更の手続き

手続詳細		期 限				
使用物件を撤去する場合は法定外占用終了届の提出を、名義を変更する場合は法定外占用承継届を提出してください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。		【使用の廃止】 亡くなった日から10日以内 【名義の変更】 すみやかに				
必要な持ち物		手続き可能な人				
【使用の廃止】 <input type="checkbox"/> 終了届、許可書の写し、位置図および施設復旧図など 【名義の変更】 <input type="checkbox"/> 承継届、許可書の写し、位置図および写真		どなたでも可				
問合せ先	農地整備課 管理担当（2階） ☎ 0563-65-2199	左記以外の 手続場所	支所	×	おくやみ コーナー	×

公共用物を使用していた（水路、道路法に基づく認定がされていない道路など）

【道路法に基づく認定がされていない道路の場合】

手続き 使用の廃止または名義変更の手続き

手続詳細		期 限				
使用物件を撤去する場合は終了届の提出を、名義を変更する場合は承継届を提出してください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。		【使用の廃止】 亡くなった日から10日以内 【名義の変更】 すみやかに				
必要な持ち物		手続き可能な人				
【使用の廃止】 <input type="checkbox"/> 終了届、許可書の写し、位置図および施設復旧図など 【名義の変更】 <input type="checkbox"/> 承継届、許可書の写し		どなたでも可				
問合せ先	土木課 管理担当（2階） ☎ 0563-65-2139	左記以外の 手続場所	支所	×	おくやみ コーナー	×

犬を飼っていた

手続き 犬の所有者の変更

手続詳細		期 限				
亡くなられた方が犬の所有者であった場合、新たにその犬の所有者になる方は、犬の登録事項変更届を提出してください。 なお、新たな所有者が市外在住の場合は、その方の住所地の犬の登録関係部署で手続きしてください。		すみやかに				
必要な持ち物		手続き可能な人				
<input type="checkbox"/> 犬の登録情報が分かるもの ※不明の場合はご相談ください。		新たに所有者となる方またはその家族				
問合せ先	環境保全課 ☎ 0563-65-3881	左記以外の 手続場所	支所	×	おくやみ コーナー	×

12. その他の手続き

農地を所有していた

手続き 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出

手続詳細		期 限				
亡くなられた方が農地を所有していた場合、その農地の権利を相続によって取得した方は、農地のある市町村の農業委員会にその旨の届出をしてください。		権利を取得したことを知った日から、おおむね10か月以内				
必要な持ち物		手続き可能な人				
なし		権利を取得した方				
問合せ先	西尾市農業委員会事務局 (農水振興課内) (2階) ☎ 0563-65-2134	左記以外の 手続場所	支所	×	おくやみ コーナー	×

森林を所有していた

手続き 森林法第10条の7の2第1項の規定による届出書の提出

手続詳細		期 限				
亡くなられた方が地域森林計画対象民有林となっている森林を所有していた場合、その森林の権利を相続によって取得した方は、森林のある市町村の長にその旨の届出をしてください。		所有者となった日から90日以内				
必要な持ち物		手続き可能な人				
<input type="checkbox"/> 相続登記が完了した土地の登記事項証明書 (全部事項証明書) で3か月以内に発行のもの、またはその他届出の原因を証明する書面 <input type="checkbox"/> 森林の土地の位置を示す図面 (任意の図面に大まかな位置を記入したもの)		権利を取得した方				
問合せ先	農水振興課 林務担当 (2階) ☎ 0563-65-2134	左記以外の 手続場所	支所	×	おくやみ コーナー	×

MEMO

市営住宅に住んでいる

【契約者が亡くなり、引き続き市営住宅に入居したい場合】

手続き 市営住宅承継承認申請書の提出

手続詳細		期 限	
契約者変更の手続きをしてください。 個別の状況に応じてご案内します。		亡くなった日から20日以内	
必要な持ち物		手続き可能な人	
なし		親族または関係者	
問合せ先	建築課 市営住宅担当（2階） ☎ 0563-65-2146	左記以外の 手続場所	支所 × おくやみ コーナー ×

【契約者が亡くなり、市営住宅を返還される場合】

手続き 市営住宅住宅返還届の提出

手続詳細		期 限	
原状復帰（残置物の片付け等）、畳・襖の交換費用の支払いをしてください。 個別の状況に応じてご案内します。		すみやかに	
必要な持ち物		手続き可能な人	
なし		親族または関係者	
問合せ先	建築課 市営住宅担当（2階） ☎ 0563-65-2146	左記以外の 手続場所	支所 × おくやみ コーナー ×

MEMO

12. その他の手続き

市営住宅に住んでいる

【市営住宅の同居者が死亡した場合】

手続き 同居者異動届の提出

手続き詳細		期 限				
家族構成変更の手続きをしてください。 個別の状況に応じてご案内します。		亡くなった日から20日以内				
必要な持ち物		手続き可能な人				
なし		親族または関係者				
問合せ先	建築課 市営住宅担当（2階） ☎ 0563-65-2146	左記以外の 手続き場所	支所	×	おくやみ コーナー	×

相続などに関する無料相談を受けたい

手続き 相談の予約

手続き詳細		期 限				
事前予約により、以下の相談を受けることができます。 各相談により、開催日、予約期間が異なりますので事前にお問い合わせ ください。（広報紙にも記載してあります。） ・司法書士による法律相談 ・土地の売買や相続などの登記相談 ・弁護士による法律相談 ・相続や遺言などの書類作成相談（予約不要）		—				
必要な持ち物		手続き可能な人				
なし		市内在住の方				
問合せ先	市民課 旅券担当（1階） ☎ 0563-65-2198	左記以外の 手続き場所	支所	×	おくやみ コーナー	×

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要がある場合があります。
身分証明書(社員証など)の返却		資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
健康保険の切替え		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料(費)の請求	2年以内	協会けんぽ、勤務先が加盟している保険組合などにお問い合わせください。
遺族厚生年金の請求	5年以内	必要書類について、詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
事業廃止届出書	すみやかに	税務署に提出します。 西尾税務署 ☎ 0563-57-3111
個人事業の開業・廃業など届出書	1か月以内	
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続きなど	西尾警察署 ☎ 0563-57-0110
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
株式など	<input type="checkbox"/>	名義変更など	各証券会社
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税関係 (相続税・所得税・消費税)	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	西尾税務署 ☎ 0563-57-3111
不動産登記関係	<input type="checkbox"/>	土地・家屋等の所有者移転 (相続) 登記など	名古屋法務局西尾支局 ☎ 0563-57-2622
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		☎ 0120-15-1515
三輪・四輪の軽自動車	<input type="checkbox"/>	名義変更、廃車	軽自動車検査協会 愛知主管事務所三河支所 ☎ 050-3816-1772
普通自動車、二輪の軽自動車・小型 自動車	<input type="checkbox"/>		愛知運輸支局西三河 自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2047
県営住宅	<input type="checkbox"/>	家族構成の変更など	三河住宅管理事務所 ☎ 0564-23-1863

※手続きの際には、市役所で発行できるもの(戸籍・住民票・税関係証明書)が必要となる場合があります。事前に各契約会社などにご確認ください。

相続に関する手続きチェックリスト (2026年1月1日現在)

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。市役所または各支所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」とご相談ください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳および郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産を知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

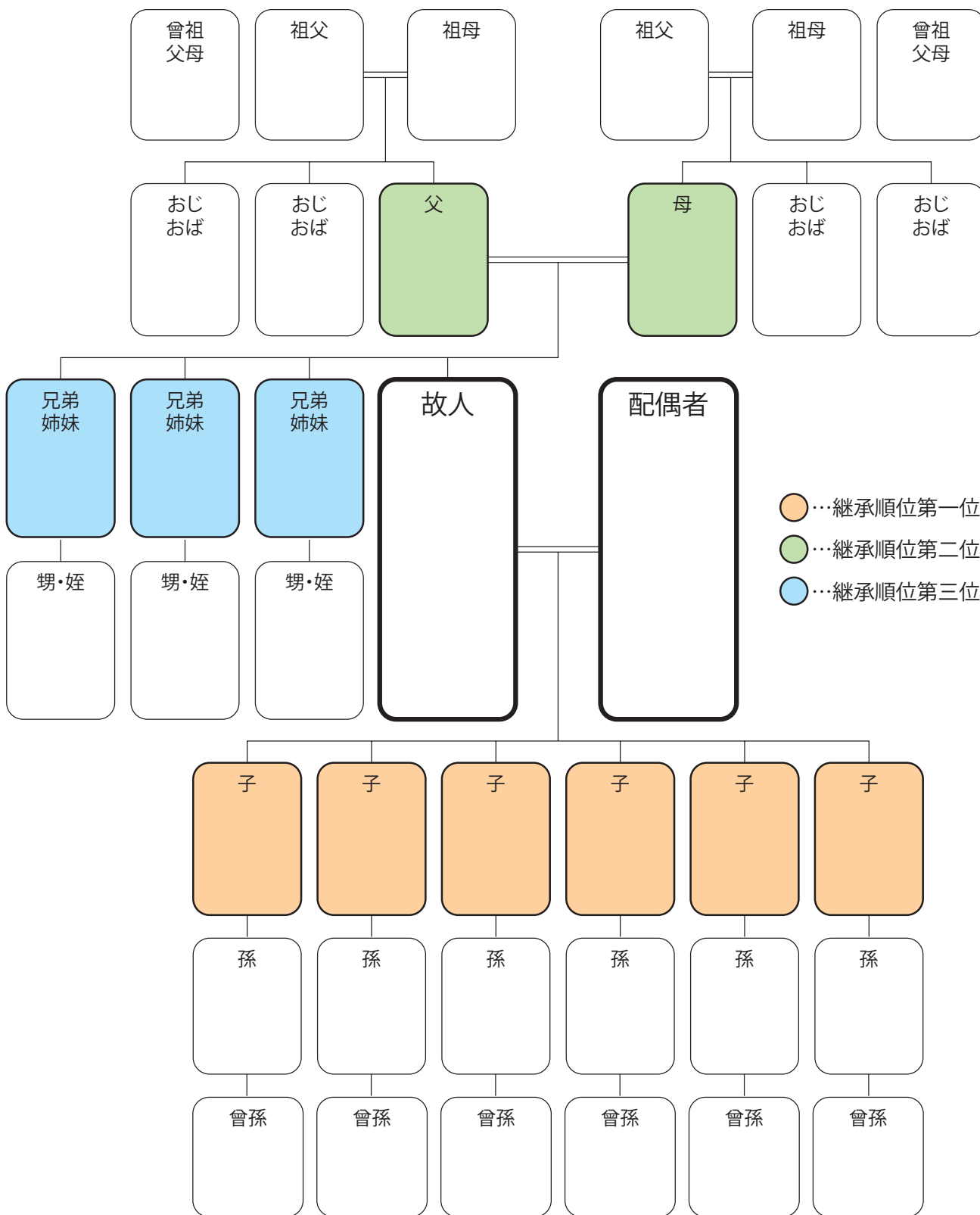
各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

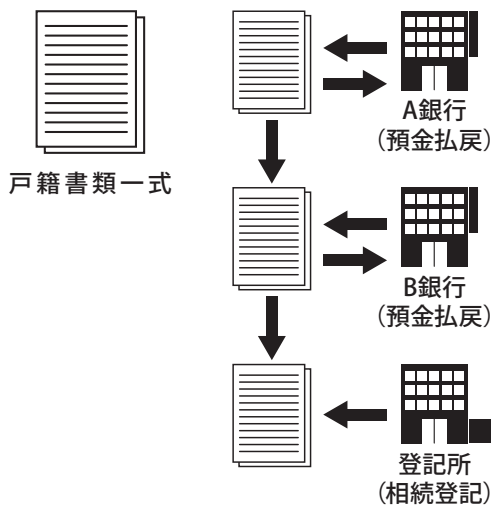
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度もし直しする必要がなくなります。(※1)

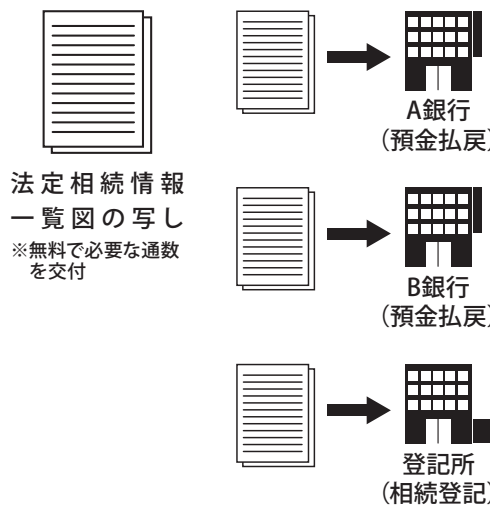
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

各種証明書交付について

◆住民票	
交付場所 ・市役所、各支所	持ち物 申請者：本人、本人と同一世帯員 申請者の本人確認書類
手数料 ・200円	申請者：その他の方（代理人） 代理人の本人確認書類、委任状 ※親族でも、別世帯の場合は委任状が必要です。
◆住民票（除票）	
交付場所 ・市役所、各支所	持ち物 申請者：相続人 相続人の本人確認書類、住民票の除票が 必要な事が分かる資料
手数料 ・200円	※代理人の場合は、代理人の本人確認書類、相続人の委任状、住民票の除票が必要な事が分かる資料
◆印鑑証明書	
交付場所 ・市役所、各支所	持ち物 ・申請者の本人確認書類、本人の印鑑登録証（緑色、 または赤色の2つ折りの手帳）
手数料 ・200円	
◆戸籍謄抄本、除籍謄抄本（改製原戸籍）	
交付場所 ・市役所、各支所	持ち物 申請者：本人、または本人と直系親族の方 申請者の本人確認書類
手数料 ・戸籍謄抄本 450円 ・除籍謄抄本(改製原戸籍) 750円	申請者：その他の方（代理人） 代理人の本人確認書類、委任状

※本人確認書類※

- ・1点確認…免許証、パスポート、在留カード、マイナンバーカード、
その他顔写真付き官公署発行の身分証明書
- ・2点確認…各種健康保険の資格確認書、年金手帳、社員証、学生証など
住所・氏名、または生年月日・氏名が確認できるもの

※死亡届出後の戸籍（除籍）謄抄本の発行について※

死亡届出後に届け出内容を反映した戸籍（除籍）謄抄本の発行は、届出日から約1週間後より発行可能となります。
（本籍地が他市の方又は他市で死亡届を届出された方は3週間程かかります。）

※その他注意点について※

住民票コード・マイナンバー記載の住民票は、代理人申請の場合は本人宛の郵送となります。
また、住民票の除票にはマイナンバーの記載はできません。

【お問合せ先】

市民課 窓口担当 0563-65-2101、戸籍担当 0563-65-2100

Nishio 市役所が、 手のひらの上に スマート申請



住民票や税関係の証明書が欲しい。でも忙しくて市役所に行けない。
そんなときは、スマートフォン(スマホ)を使って、いつでも、どこでも、
いろいろな証明書などを取得できる「スマート申請」が便利です。
LINEから申請し、手数料をオンライン決済すれば、証明書などが自宅に届きます。

i スマート申請で取得できる証明書など

住民票・戸籍
住民票の写し
印鑑登録証明書
戸籍謄本(抄本)
戸籍の附票
転出届
身分証明書
独身証明書

税 証 明
所得・課税証明書
固定資産評価証明書・公課証明書
名寄帳
納税証明書
納税証明書(完納証明用)
軽自動車税納税証明書(継続検査用)

※水道や犬、国民健康保険の手続きもできます。

step 1 必要なもの(事前準備)

- ①マイナンバーカード(本人確認で使用)
- ②西尾市LINE公式アカウントを友だち追加



step 2 受け取りまでの手順

- ①西尾市LINE公式アカウントのメニュー「電子申請」をタップ
- ②画面の案内に沿って本人確認用アプリをインストール
- ③申請フォームに必要事項を記入し、マイナンバーカードで本人確認
- ④スマートフォンで交付手数料をお支払い
(クレジットカード、PayPay から選択可能)
- ⑤お支払いから約1週間で証明書をお届け ※郵送料無料
(原則、お支払いの翌開庁日に発送します)



その他

- ・マイナンバーカードの読取りに対応したスマートフォンが必要です。
- ・住民票の写しと印鑑登録証明書は、手数料半額(100円)の「コンビニ交付」もご利用いただけます。

【サービスに関するお問合せ先】
情報政策課 0563-65-2162(直通)

① 戸籍謄抄本等の郵送依頼書

令和 年 月 日

申請者	住所	
	氏名	Tel: () ※平日の8:30~17:15に連絡のとれる電話番号を記入してください。

必要とするもの 必要なものに○印をつけてください	1 戸籍謄本 [] 通]	2 戸籍抄本 [] 通]
	3 除籍謄本 [] 通]	4 除籍抄本 [] 通]
	5 改製原戸籍 (<input type="checkbox"/> 平成改製 <input type="checkbox"/> 昭和改製)	[] 通]
	6 出生から死亡までの連続した戸籍 (発行可能な戸籍すべて)	[各] 通]
	7 身分証明 ※本人以外は委任状が必要です。	[] 通]
	8 附票の写し (全部・個人) ※必要な住所がございましたら備考欄にご記入ください。	[] 通]
	9 備考 ()	

本籍	
----	--

筆頭者	
-----	--

どなたの戸籍が必要ですか	
--------------	--

使用目的	戸籍届出 パスポート	相続 その他 ()	登記	保険	年金
------	---------------	---------------	----	----	----

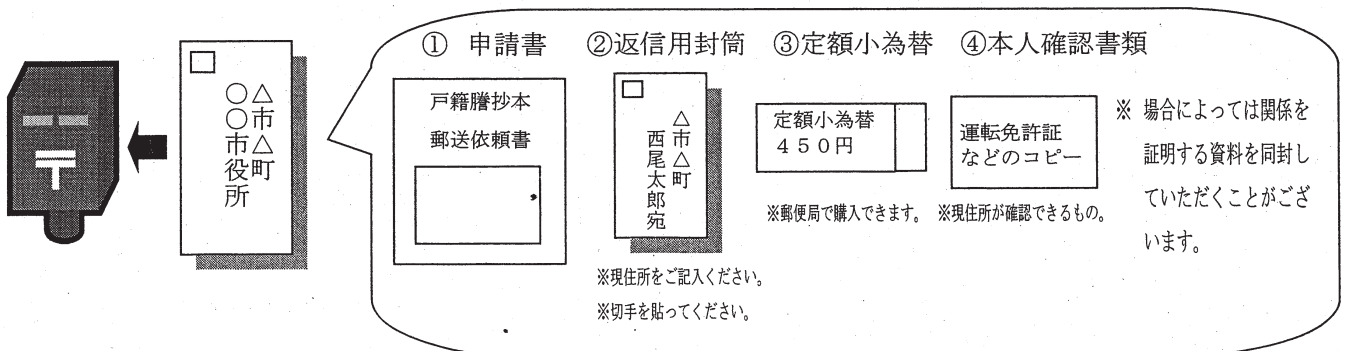
申請するあなたとの関係	本人 配偶者 父母 子 その他 ()
-------------	---------------------

② 返信用封筒 ・ 現住所を記入し切手を貼付しておいてください。

③ 手数料 ・ 郵便局で《定額小為替》を購入し同封してください。
 戸籍謄抄本 1通…450円 戸籍の附票 1通…200円
 除籍・改製原戸籍 1通…750円 身分証明書 1通…300円
 ※西尾市以外に請求される場合は、該当市区町村に手数料をご確認の上、同封してください。

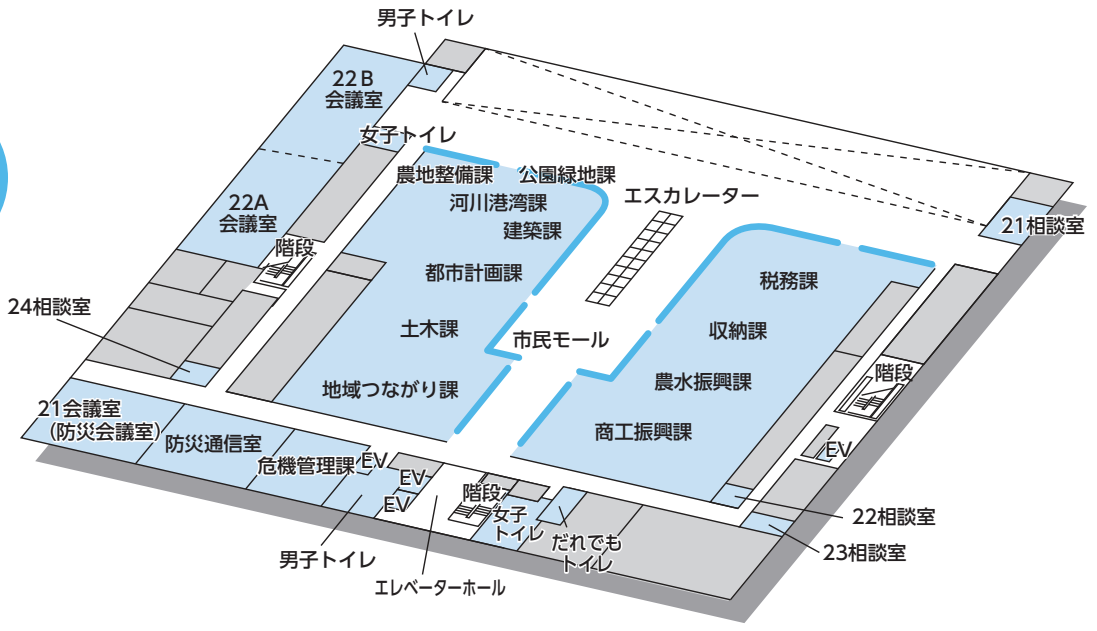
④ 本人確認書類 ・ 申請者の運転免許証など(現住所が確認できるもの)のコピーを同封してください。
 ※本人確認が不十分な場合はご連絡させていただく場合がございます。

●上記①から④を封筒に入れ、本籍地市区町村宛に郵送してください。

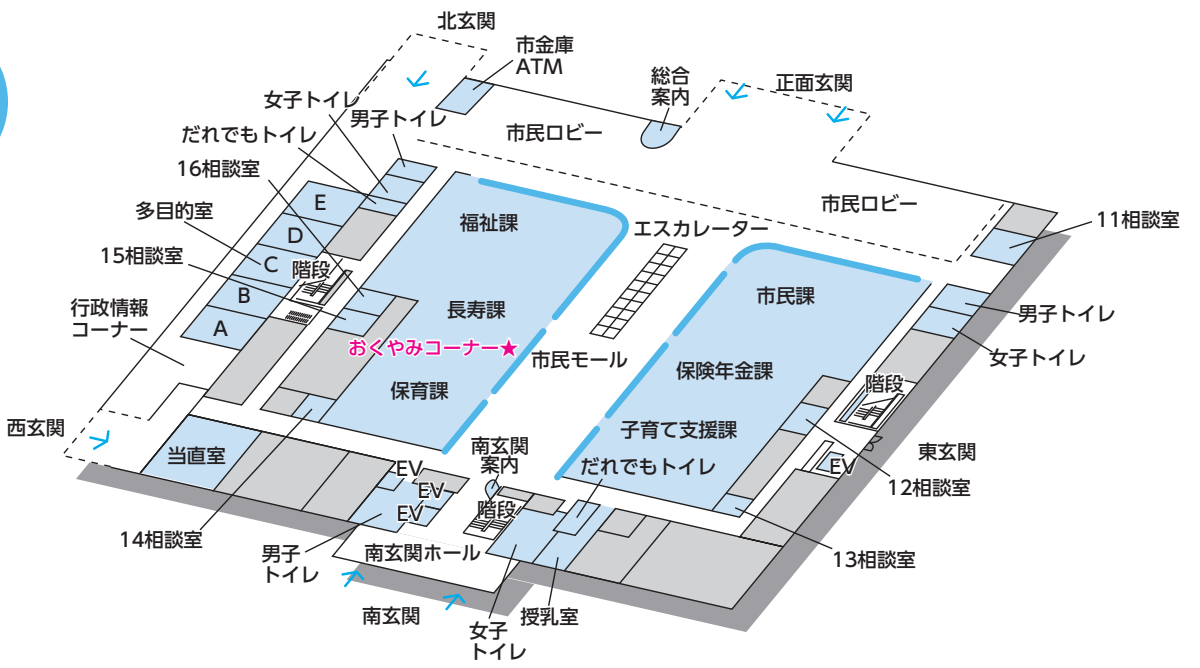


西尾市役所本庁舎配置図

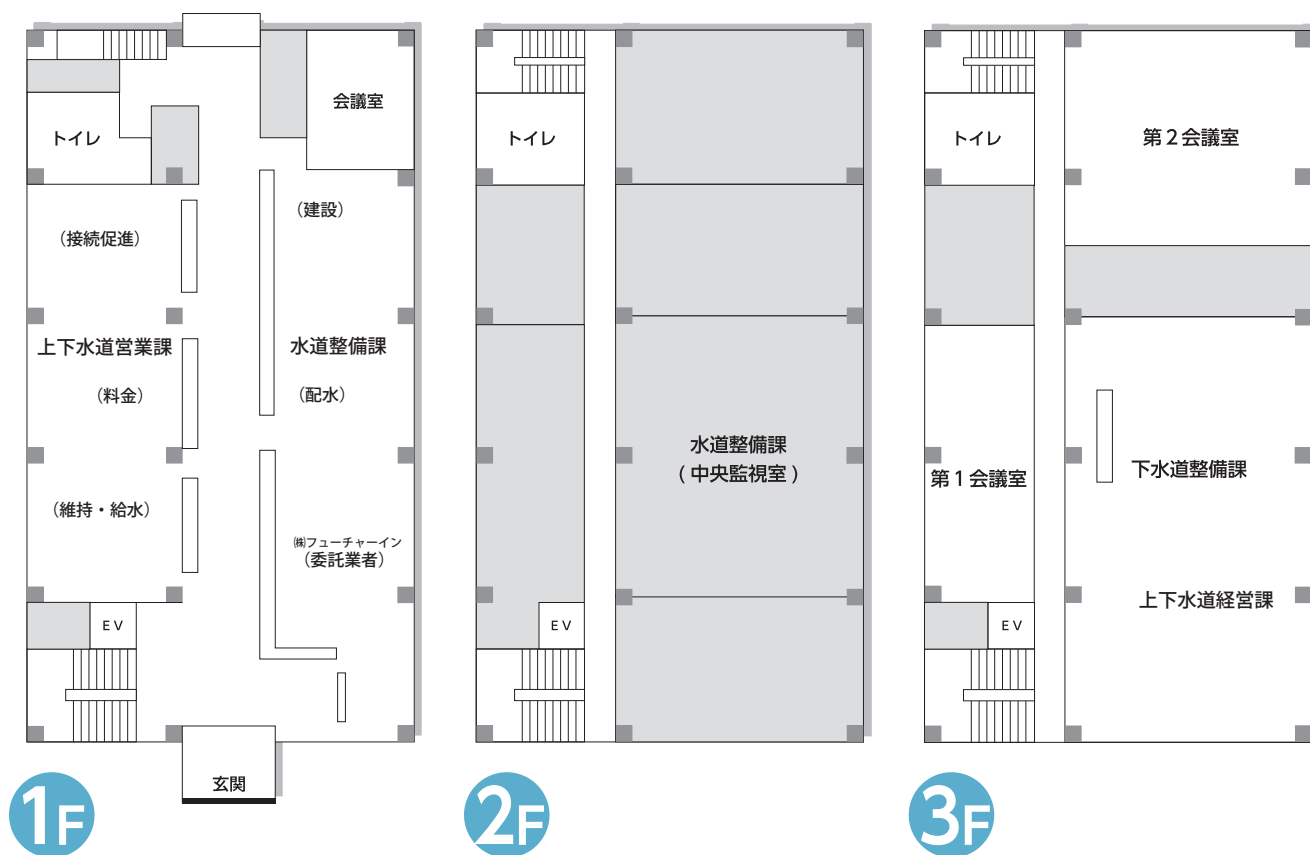
2F



1F



西尾市役所水道庁舎配置図



支所一覧

おくやみハンドブックに掲載している手続きのうち、各支所でも手続きできるものがあります。手続きができる内容は、各種手続きをご確認いただくか、または各支所へお問い合わせください。

施設名	所在地	電話番号 (代表)
一色支所	西尾市一色町一色東前新田 8 番地	☎ 0563-72-7111
吉良支所	西尾市吉良町荻原桐杭 18 番地 1	☎ 0563-32-1111
幡豆支所	西尾市西幡豆町仲田 14 番地 2	☎ 0563-62-5511

※(注意)委任者本人が全ての欄を記入してください。

※偽りその他不正な手段により、届出・証明書の申請をした者は罰せられることがあります。

委任状

〇年〇月〇日

記入例

市長

住 所	西尾市寄住町下田22番地
氏 名	西尾 太郎
生 年 月 日	大正・昭和・平成 〇 年 〇 月 〇 日

※自署でない場合は押印が必要です。

私は、下記の者を代理人として下記事項の申請(届出)及び受領の権限を委任します。

委任事項にしてください

住民票の写し(記載事項証明) (↓記載内容を選んでください。)

個人のみを記載する 世帯全員を記載する

本籍又は国籍・地域を記載する 世帯主・続柄を記載する

住民票コード番号を記載する (委任事項にチェックしてください。チエックのないものは受付できません。)

※マイナンバー(個人番号)の記載を「マイナンバーを記載」と記入してください。

※外国人項目については原則記載されません。

戸籍謄本(全部事項証明) 戸籍抄本(個人事項証明)

除籍謄本(改製原戸籍等) 除籍抄本(改製原戸籍等)

身分証明 附票の写し

*上記戸籍関係書類が必要な場合、下記もご記入ください。

本 籍 西尾市熊味町上泡原6番地

筆 頭 者 西尾 一郎

異動届(転入・転居・転出等)

※外国人の方の転入、転居の手続きには異動者全員の在留カード等が必要です。

各種保険証・受給者証の手続き

その他(父(一郎)の出生から死亡まで)

住 所	西尾市寄住町下田22番地
氏 名	西尾 花子
生 年 月 日	大正・昭和・平成 〇 年 〇 月 〇 日

代理人欄も必ず委任者が記入してください。

※(注意) この委任状は、所定の申請書等に必要事項を記入の上、提出してください。

※(注意)委任者本人が全ての欄を記入してください。

※偽りその他不正な手段により、届出・証明書の申請をした者は罰せられることがあります。

委任状

〇年〇月〇日

市長

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	大正・昭和・平成 〇 年 〇 月 〇 日

※自署でない場合は押印が必要です。

私は、下記の者を代理人として下記事項の申請(届出)及び受領の権限を委任します。

委任事項にしてください

住民票の写し(記載事項証明) (↓記載内容を選んでください。)

個人のみを記載する 世帯全員を記載する

本籍又は国籍・地域を記載する 世帯主・続柄を記載する

住民票コード番号を記載する (本人への郵送交付となります。)

※マイナンバー(個人番号)の記載を希望する場合は、その他の欄に「マイナンバーを記載」と記入してください。(本人への郵送交付となります。)

※外国人項目については原則記載されません。

戸籍謄本(全部事項証明) 戸籍抄本(個人事項証明)

除籍謄本(改製原戸籍等) 除籍抄本(改製原戸籍等)

身分証明 附票の写し

*上記戸籍関係書類が必要な場合、下記もご記入ください。

本 籍 者

筆 頭 者

異動届(転入・転居・転出等)

※外国人の方の転入、転居の手続きには異動者全員の在留カード等が必要です。

各種保険証・受給者証の手続き

その他()

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	大正・昭和・平成 〇 年 〇 月 〇 日

代理人

※(注意) この委任状は、所定の申請書等に必要事項を記入の上、提出してください。

キリトリ線

広告掲載事業者

委任状

相続について

市役所外の主な手続き

各種手続き

チエックリスト

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

広告事業者一覧

相 続

税理士法人つばさ経営

不動産・空き家

株式会社河建工業

不動産・空き家

株式会社東海地所

相 続

弁護士法人坂田法律事務所

相 続

税理士法人伊藤会計

介護・福祉

株式会社エイジプラス

相 続

加藤正治司法書士・行政書士事務所

相 続

相続総合相談窓口 M-link

相 続

株式会社エージェントジャパン

持ち物の整理

開運令和堂



相続税申告のご案内
相続税の申告でお困りではありませんか？

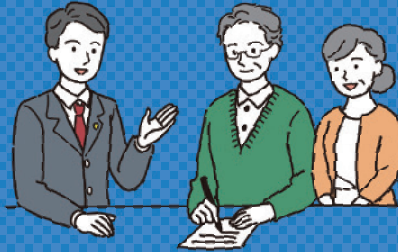
相続税のプロが、円満で最適な相続をサポート
相続税の申告実績300件以上！
豊富な経験であなたの大切な資産を守ります

相続税申告の期限は
**「相続開始から
 10か月以内」**です

専門家が親身にサポートいたします

相続人ごとの
 負担感を軽減し、
公平な申告を実現

節税につながる
**特例・控除を
 的確に適用**



次の相続に向けた
**節税・資産承継の
 ご提案**

お気軽にご相談ください。



税理士法人つばさ経営

〒445-0065 西尾市城崎町5丁目6番地

TEL **0563-54-3870**

受付時間：平日 8:45 ~ 17:30

<https://romansya.jp> E-mail: tsubasazeirishi@gmail.com

HPはこちらから



本冊子ご持参の方は初回相談無料！

株式会社河建工業なら

総合家屋解体

木造、鉄骨、RC造、内装解体

不用品、ごみの片づけ、樹木、庭石の撤去

無料ご相談受付中



地域密着で対応しています。

まずは**お気軽**にお問い合わせください。

株式会社河建工業
☎0566-42-2178

(担当:河東070-6581-1844)

営業時間：平日8時~17時 定休日：日曜日
 〒447-0802 愛知県碧南市鷺林町1丁目145番地4
 E-mail: kawakenkougyou@outlook.com

【一般建設業許可】愛知県知事 許可(般-2)第69476号
 【産業廃棄物収集運搬業】愛知県知事 許可番号 第02300238061号

空き家や相続はやることが沢山 不安なこと・分からないこと 全部ご相談ください



忙しいあなたへ！！

代表：神谷彦二

当社はワンストップサービスが強みです



相続・不動産に関すること一括でOK
遺品整理から
不動産まで
空き家活用

お客様にとって「これが一番！」と思える
解決策を一緒に見つけていきましょう！

遺品整理・残置処理・片付け

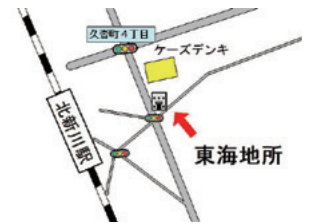
リフォーム・不動産売買・賃貸

土地活用・空き家活用等

- 当社の POINT
- ✓ 家の中に物が残ったままでOK
 - ✓ 専門家に相談できる
 - ✓ 空き家の事例多数で安心



LINE相談



株式会社 東海地所



☎ 0566-55-7443

営業時間：10:00-18:00 水曜日休日

愛知県知事免許 (9) 第 014553 号 古物商許可：第 543822201300 号
※一般廃棄物の収集運搬は許可業者に提携して行っております。



株式会社東海地所 / 買取 de モッテコリン
〒447-0065 愛知県碧南市久沓町4丁目 60番地1



坂田・大山総合法務グループ

弁護士法人 坂田法律事務所 大山税理士・社会保険労務士事務所

弁護士・税理士・社会保険労務士 信頼と実績のワンストップサービス

紛争を未然に防ぐ遺言書の作成から相続税の申告まで。
異なる専門資格者が多角的にサポート。地域に貢献して60年の老舗事務所。

- 相続税対策、指導
- 遺言書作成・検認
- 遺言執行
- 遺産分割調停・審判
- 相続税申告
- 相続登記



- **本部（西尾）事務所**
西尾市城崎町4-25
(名鉄西尾駅東口徒歩3分)
☎ 0563-79-5541 (弁護士部門)
☎ 0563-56-3176 (税理士等部門)
- **岡崎事務所**
岡崎市明大寺町奈良井38
(裁判所斜め向かい)
☎ 0564-51-1587 (弁護士部門)

営業時間：平日(土日祝除く)8:30~17:30
お客様のご都合に合わせて、休日・夜間のご相談も受け付けています。

<https://sakata-law.com/>



税理士法人 伊藤会計



相続税相談

初回無料
お気軽にご相談ください。



〒445-0071 西尾市熊味町山畔103番地

TEL 0563-54-3111

受付時間／平日9:00~17:00 休業日／土日祝日

FAX／0563-57-5659 MAIL／is-mail-box@msb.biglobe.ne.jp



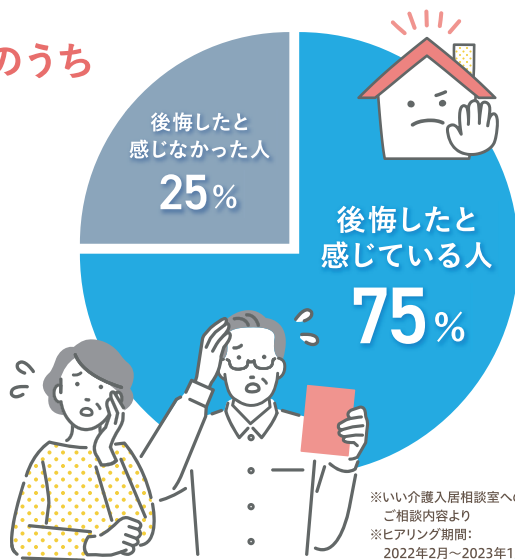
- 相続税・贈与税申告 ●相続準備 ●相続税対策 ●相続財産評価（不動産・自社株ほか）
- *弁護士、司法書士とのネットワークで相続手続きがワンストップにて行えます。

自分で老人ホームを探した人のうち

4人に3人が後悔している!?

自分で資料を取り寄せて見学に行ってみたけど、身体状況や費用面などの理由から「入居できなかった」「理想と違った!」など、我流の老人ホーム探しを後悔している人は意外なほど多いもの。

「いい介護」の専門相談員にご相談いただければ、そうしたミスマッチを起こすことなく、ご希望の条件に合った施設をご案内いたします!



私たちが、理想の老人ホーム探しをお手伝いします

「いい介護」は、老人ホームや介護施設など、高齢者のための住まいを探せる検索サイトです。相談歴10年以上という経験豊富な専門スタッフがさまざまな悩みやお困りごとを解決します。

いい介護
検索サイトはコチラ

相談実績
20万件

※2023年5月時点：
当社実績

ご相談
完全無料



0120-958-560

いい介護



[受付時間]9:00~17:00(年中無休)※年末年始を除く | 株式会社エイジプラス 東京都中央区京橋2-14-1 兼松ビルディング8F

相続登記に関する手続きは 加藤正治司法書士・行政書士事務所 にお任せください

相続

遺言

不動産登記

会社・法人登記



将来の相続について、ご不安なことはありませんか？
相続による土地建物の名義変更に関する手続きのほか、
生前の「思い」を残しておきたい方のために
遺言書の作成もサポートいたします。
 お気軽にご相談ください。



加藤正治司法書士・ 行政書士事務所

〒445-0822
愛知県西尾市伊文町38番地

TEL 0563-79-5990

営業時間：平日 9:00-18:00
 定休日：土日祝
 (営業時間外でも事前予約にて対応可能です。)



チェックリスト

各種手続き

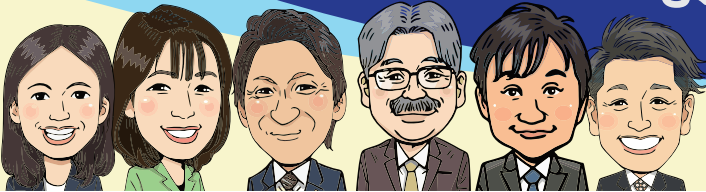
市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

葬儀後の“やること”を まとめて対応します！



ご遺族様に寄り添い続けて24年。

- 必要な手続きの無料診断
- 銀行や証券会社の相続手続き
- 不動産の名義変更
- 相続税の申告

*最適な専門家と連携してサポートいたします
 *一部分のみの相談も承ります

- 位牌・仏壇仏具の手配
- 法要・香典返しの準備
- 墓石・墓じまい
- 遺品整理の相談
- グリーフケア



本当に必要なことを整理し、信頼できる専門家と共にサポートします。

まずはご相談ください。初回相談無料

☎ **0563-77-8842** 受付時間：10時～18時
 定休日：水曜・日曜

相続総合相談窓口 〒445-0075 西尾市戸ヶ崎2丁目18番地13 2階
 M-link WEB: <https://memorial-work.jp>



暮らしのお困りごとを まるっとサポート

生活の中の小さなトラブルから、不動産・相続などの
大きなお悩みまで、一度の相談で解決へ!



不要になった車を処分したい

相続問題で困っている

空き家を何とかしたい

掃除・引越しを手伝ってほしい

遺品整理をどこに依頼したらいいかわからない



日々の便利屋サービスから、高度な専門知識を
要する問題まで、ワンストップで解決いたします。

1つの
窓口で
完結

信頼できる
各専門家の
プロと連携

解決確認
サポートで
トラブル回避

面談無料で
利用
しやすい

＼ どんなお困りごとでもご相談ください! /



TEL: 0564-73-5119 株式会社エーエージェントジャパン

ホームページからもお気軽にお問い合わせください。 〒444-0835 愛知県岡崎市城南町1-7-6

Q まるサポ

検索

愛知県公安委員会 第543851502500号

「確かなもの」を「確かな価格」で買取ります。

「買取」を通してあなたの悩みに全力で向き合います。

金・プラチナ・銀

10回以上の来店者が200人を超えました※当社調べ

納得
専門店
だから
納得

安心
現金買取
だから
安心

満足
貴方に合った
サービスに
満足

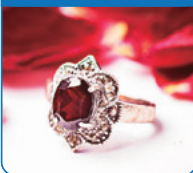
便利
地元店
だから
便利



豊富に買取ります!

生前整理や遺品整理もご相談ください。いつでも相談無料!

ジュエリー



時計



ブランドバッグ



切手



古銭



金歯



その他/商品券・株主優待券・テレカ、切手(プレミア・普通・記念・海外)、書き損じはがき、古銭・古紙幣・記念硬貨・大判・小判・エラー銭・金貨・銀貨・メダル、勲章・軍装品・刀剣・刀装具・火縄銃、地元の文化財、着物、古書、骨董品、楽器、絵画・掛軸・茶器・茶道具、鉄瓶、ブランド食器、カメラ、鉄道部品・模型、プラモデル、懐かしのおもちゃ、昭和レトロ雑貨、レトロ看板、化石・水晶、金歯など

買取専門店

れいわどろ

開運令和堂

☎0563-68-0311

西尾市今川町馬捨場14 リバティプラザ今川B

【営業時間】10:00~19:00 年中無休 駐車場有

古物営業法に基づき、身分証明書の提示が必要です。
運転免許証・各種健康保険証・パスポート・住民基本台帳カード
(写真入り)・在留カード・特別永住者証明など

コメダ珈琲
今川店さん
向かい

開運令和堂 検索

<https://kaiun-reiwado.com/>



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

発行 西尾市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2026年6月

